

6 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 27 年 6 月 11 日 (木) 午後 1 時 30 分

と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、4 番 清川新一、5 番 三浦豊、

6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、8 番 村上仁、10 番 西野茂雄、

11 番 前澤時廣、12 番 上野正雄、13 番 石橋充志、14 番 谷地秀典、

15 番 大沢俊幸、16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、19 番 籠田悦子

欠席した委員

3 番 和泉俊雄、9 番 赤坂英夫、18 番 下館敏

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中雄太

部会長

只今から、農地部会を開催致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元に差し上げております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、5番 三浦豊委員、6番 松橋剛志委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から説明願います。

坂下委員

大沢から、報告いたします。去る6月1日、村上委員と市庁別館8階会議室において33番から39番まで調査して参りましたので報告いたします。

3条33番

まず33番ですが、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は代理人が出席、渡人も代理人が出席しております。受人と渡人の関係は特になしということです。態様別は売買。申請事由は受人は規模拡大、渡人は労力不足、申請地の貸付は無し、申請地における受人の作付計画は野菜です。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は無し。申請地周囲の状況は、通作距離は35km、農地集団化あり、農業経験40年、耕作道あり、宅地化無し、地域農業への影響特になし、受人の耕作地あり、休耕地・山林地無しです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男2人女2人、農業専従者男2人、女2人、農機具はトラック3台、トラクター5台、コンバイン3台、乾燥機3台、精米機2台。備考として忙しいときはアルバイトを雇っているということです。

3条34番

続きまして34番。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は本人が出席、渡人は代理人が出席しております。受人と渡人の関係は同じ町内に住む知人ということです。態様別は売買。申請事由は受人は規模拡大、渡人は労力不足、申請地の貸付は無し、申請地における受人の作付計画は桃を作付けするとい

うことです。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は受人が平成24年10月に畑4,313㎡を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは200m、農地集団化あり、農業経験10年、耕作道あり、宅地化無し、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地あり、休耕地・山林地無しです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男2人女3人、農業専従者女2人、兼業者男2人、農機具はトラクター1台、軽トラック2台、2tダンプ1台、4tトラック1台、噴霧機1台ということです。

3条 35番

続きまして35番。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は本人が出席、渡人も本人が出席しております。受人と渡人の関係は知人ということです。態様別は売買。申請事由は受人は規模拡大、渡人は離農のため。申請地の貸付は無し、申請地における受人の作付計画はにんにくです。受人は65歳以上であり農業後継者は長男の方であるそうです。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は受人が平成24年7月に畑16,916㎡を規模拡大のため取得、平成26年12月に畑16,916㎡を労力不足のため体調が悪いという理由で売却しております。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは5km、農地集団化あり、農業経験50年、耕作道あり、宅地化無し、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地無し、休耕地・山林地ありです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男1人女1人、農業専従者女1人、兼業者男1人、農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、噴霧機1台、軽トラック3台ということです。

3条 36番

次に36番ですが、態様別に書かれてある特定遺贈につきましては、お配りしてあります資料をご覧ください。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は本人が出席。態様別は特定遺贈です。申請事由は受人は規模拡大、渡人は故人の遺言によるものです。申請地における受人の作付計画はにんじん、だいこん、とうもろこし、じゃがいもということです。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は無し。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは25km、農地集団化あり、農業経験10年、耕作道あり、宅地化あり、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地無し、休耕地・山林地無しです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男2人女1人、うち農業専従者女1人、兼業者男2人、農機具はトラクター1台、噴霧機1台、刈払機1台ということです。

3条 37番

続いて37番。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は代理人が出席。態様別は特定遺贈です。申請事由は受人は新規就農、渡人は故人の遺言によるものです。申請地における受人の作付計画は水稻、ながいも、ごぼうです。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は無し。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは8km、農地集団化あり、農業経験は新規就農のため無し、耕

作道あり、宅地化無し、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地無し、休耕地・山林地ありです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男2人女1人、うち農業専従者男1人女1人、兼業者男1人、農機具はトラクター2台、トレンチャー1台、田植機1台、バインダー1台ということです。

3条 38 番

続いて 38 番。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は本人が出席。態様別は特定遺贈です。申請事由は受人は規模拡大、渡人は故人の遺言によるものです。申請地における受人の作付計画は田には水稻、畑にはそば、ブルーベリー、さくらんぼということです。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は無し。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは10km、農地集団化あり、農業経験は20年、耕作道あり、宅地化あり、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地あり、休耕地・山林地ありです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男1人女4人、うち農業専従者女1人、兼業者男1人女2人、農機具はトラクター1台、スプレーヤー1台、刈払機1台、田植機1台、軽トラック1台、バインダー1台ということです。

3条 39 番

続きますして 39 番。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人は本人が出席、渡人も本人が出席しております。受人と渡人の関係は親子ということです。態様別は贈与。申請事由は農業後継者への生前一部贈与。申請地の貸付は無し、申請地における受人の作付計画は水稻です。申請者の過去3年における農地の取得及び売却事例は無し。申請地周囲の状況は、自宅から申請地までは700m、農地集団化あり、農業経験10年、耕作道あり、宅地化無し、地域農業への影響特に無し、受人の耕作地無し、休耕地・山林地無しです。年金、税猶予の状況は無し。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男3人女3人、農業専従者男1人女1人、兼業者男1人女1人、農機具は軽トラック1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台ということです。なお農機具は父親及び知人から借りるそうです。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

部会長

次に、日程第3、議案第26号、平成27年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。

部会長	<p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第26号「平成27年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定について」を説明いたします。資料5ページをご覧ください。</p> <p>今回の利用権設定件数は賃貸借26件、使用貸借2件の計28件となっております。貸し手及び借り手の人数につきましては、貸し手29人、借り手4人で、利用権設定面積は146,052㎡でございます。</p> <p>貸し手及び借り手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために3年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積2番	<p>番号2番、利用権の種類及び内容は、いちごを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間20,000円でございます。</p>
利用集積3番	<p>番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために4年9か月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積4番～ 利用集積28番	<p>番号4番から資料6ページ、資料7ページ、資料8ページ、資料9ページ、資料10ページ番号28番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、資料8ページ番号18番、資料9ページ番号24番が5年間賃貸借するもので、それ以外につきましては10年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、資料5ページ番号4番が10a当たり年間7,000円、それ以外につきましては10a当たり年間6,500円でございます。</p> <p>公告年月日は平成27年6月17日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第4	<p>次に、日程第4、議案第27号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。それでは調査を担当されました委員から、説明願います。</p>
村上委員	<p>村上から報告します。去る6月1日、坂下委員と市庁別館8階会議室において番号6番と7番を調査して参りましたので報告いたします。</p>
4条許可6番	<p>まず6番ですが、申請人の住所、氏名、職業及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には代理人が委任状を持参して出席しております。本人</p>

確認は身分証明書で確認しております。転用目的は駐車場。実施期間は平成 27 年 7 月 10 日から 20 日まで。ただし一部転用されているため顛末書を添付しております。資金調達計画は自己資金。他法令の関連は農用地区域については区域外、土地改良区の意見は不要、開発許可は不要、埋蔵文化財は区域外。被害防除措置については L 型擁壁を設置することです。立地条件は八戸市南郷事務所から東側約 470m に位置し、周囲の状況は宅地・農地に囲まれ、県道に接しています。用排水路は無し。農地区分は第 1 種農地。権利調整措置としては特に無し。その他参考事項としては経営移譲年金受給無し、相続猶予そして贈与税猶予ともありません。以上、転用計画の内容は、転用許可基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。

4 条許可 7 番

次に 7 番ですが、申請人の住所、氏名、職業及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には本人が出席し、身分証明書で確認しております。転用目的は宅地用通路。ただし昭和 60 年に既に通路として使用しておりましたので顛末書を添付しております。資金調達計画は自己資金。他法令の関連は農用地区域については区域外、土地改良区の意見は適当との意見がでております。開発許可は不要、埋蔵文化財は区域内で届出不要。被害防除措置については側溝を設置済です。立地条件は青森県立八戸西高等学校から西側約 330m に位置し、周囲の状況は宅地・農地に囲まれ、市道に接しております。用排水路あり。農地区分は第 1 種農地。権利調整措置については特に無し。その他参考事項として経営移譲年金受給及び、相続猶予、贈与税猶予ともありません。よって、転用計画の内容は、転用許可基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。以上、報告終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

村上委員

村上から報告いたします。去る 6 月 1 日、坂下委員と市庁別館 8 階会議室において番号 11 番の調査をして参りましたので報告いたします。

5 条許可 11 番

番号 11 番ですが渡人の住所、氏名、職業及び受人の住所、氏名、職業並びに土地の所在地、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には受人、渡人も本人が出席し身分証明書で確認しております。2 人の関係は特に無しとのこと。転用目的

は資材置場。実施計画は平成27年7月1日から平成27年12月末までとのことでした。土地の態様別は賃貸借。10年間の賃貸借になります。資金調達計画は自己資金。他法令の関係は農用区域は区域外、土地改良区の意見は不要、開発許可は不要、埋蔵文化財区域外。被害防除措置は盛土をするということです。立地条件は八戸市白山台中学校から南側約1,100mに位置しております。周囲の状況としては山林・雑種地に囲まれ、農道に接しています。用排水路はあり。農地区分ですが第2種農地。権利調整措置については特に無し、その他参考事項についても特にありません。転用計画の内容は、転用許可基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。以上、報告終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
部会長

次に、日程第6、報告第30号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の5月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等届出44番～
相続等届出51番

今回の届出は、資料15ページ番号44番から資料18ページ番号51番までの計8件となっております。権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望につきましては、希望なしとなっております。何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7 部会長	次に日程第7、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の5月分でございます。資料19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条届出撤回2番	番号2番、撤回理由は転用目的変更によるものでございます。 書類は適正であり、受理した旨を申請人に対し通知しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第8、第9 部会長	次に、日程第8、報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の5月分でございます。 まず4条からご報告申し上げます。資料の21ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条届出25番	番号25番、転用目的は資材置場でございます。
4条届出26番	番号26番、転用目的は公衆用道路でございます。
4条届出27番	番号27番、転用目的は住宅2棟建築でございます。 22ページをお開き願います。
4条届出28番、29番	番号28番、29番、転用目的は駐車場でございます。
4条届出30番	番号30番、転用目的は集合住宅1棟建築でございます。 続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。23ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条届出63番	番号63番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出64番、65番	番号64番、65番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 24ページをお開き願います。
5条届出66番、67番	番号66番、67番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出 68 番	番号 68 番、転用目的は駐車場でございます。 25 ページをご覧ください。
5条届出 69 番	番号 69 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 70 番、71 番	番号 70 番、71 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 26 ページをお開き願います。
5条届出 72 番、73 番、 74 番	番号 72 番、73 番、74 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 27 ページをご覧ください。
5条届出 75 番	番号 75 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出 76 番、77 番	番号 76 番、77 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 28 ページをお開き願います。
5条届出 78 番、79 番	番号 78 番、79 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 10 部会長	次に、日程第 10、報告第 34 号、農地改良届出についてを議題と致します。事務局から報告願います。
菊谷技査	事務局の菊谷から、ご報告いたします。この案件は、農地改良届出の 5 月分でございます。資料の 29 ページをご覧ください。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
農地改良届出 2 番	番号 2 番、着工年月日は、平成 27 年 5 月 11 日。使用した土の採取場所は、八戸市大字尻内町字蛇ノ沢地内です。届出年月日、受理年月日は、平成 27 年 5 月 1 日でございます。なお、完了報告書が平成 27 年 6 月 2 日に提出されております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
部会長	以上をもちまして、本日の議案についてはすべて終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 10 分)